

さいたま市告示第1049号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 6月 9日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 64台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/05	南浦和駅西口	埼玉県警21-213930737	A21AE08746		
2023/06/05	南浦和駅西口	埼玉県警20-205111310	STTCF25000		
2023/06/05	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7324623	B6L22025		
2023/06/05	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7323640	S7D033678		
2023/06/06	武蔵浦和駅	埼玉県警22-222834627	HBTK71888		
2023/06/06	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204397732	F20876887		
2023/06/08	南浦和駅東口	埼玉県警04-4400403	BKG00912		
2023/06/08	南浦和駅東口	不明	J020090135		
2023/06/08	南浦和駅東口	埼玉県警21-215087336	A21AF37362		
2023/06/08	南浦和駅西口	埼玉県警18-8373648	A18AA45487		
2023/06/08	南浦和駅西口	埼玉県警17-7382430	B7F5737?		
2023/06/08	南浦和駅西口	埼玉県警18-8344979	STQLA00129		
2023/06/08	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4156099	B4A17839		
2023/06/09	東浦和駅	不明	XY209251539		
2023/06/09	東浦和駅	埼玉県警18-8420219	GC6L07425		
2023/06/09	南浦和駅西口	富山県警752504	G181203655		
2023/06/09	武蔵浦和駅	埼玉県警20-201324246	K6EK30947		
2023/06/09	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7560223	B7C67268		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/05	大宮駅西口	埼玉県警06-6058177	5K12744		
2023/06/05	大宮駅西口	埼玉県警21-213574167	FP21050770		
2023/06/05	東大宮駅西口	埼玉県警20-200058216	A19AJ44561		
2023/06/05	東大宮駅西口	埼玉県警22-223069428	V220603429		
2023/06/06	大宮駅東口	埼玉県警18-8124187	S7L022215		
2023/06/06	大宮駅東口	埼玉県警21-212977831	B3C62304		
2023/06/06	大宮駅西口	埼玉県警22-222248779	FP20101214		
2023/06/06	大宮駅西口	不明	不明		
2023/06/06	東大宮駅西口	埼玉県警22-224648260	T65DG059		
2023/06/06	大和田駅	不明	ASY1852134		
2023/06/06	大和田駅	埼玉県警17-7290204	Y161007622		
2023/06/06	大和田駅	埼玉県警15-5511696	SPI104316		
2023/06/08	大宮駅西口	埼玉県警22-221485882	B1E59658		
2023/06/08	東大宮駅東口	埼玉県警20-200051661	SSC303527		
2023/06/08	東大宮駅西口	埼玉県警16-6001655	G58G56294		
2023/06/09	大宮駅東口	埼玉県警18-8132369	SSA079536		
2023/06/09	大宮駅東口	埼玉県警21-212374040	G20YG54544		
2023/06/09	大宮駅西口	大森G-57890	B8C42893		
2023/06/09	大宮駅西口	埼玉県警22-223293743	SWF007973		
2023/06/09	東大宮駅東口	埼玉県警15-5385383	GA5F53769		
2023/06/09	大宮公園駅	埼玉県警20-204053529	SHI02122		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/05	浦和駅東口	埼玉県警21-212543942	GG0L71160		
2023/06/05	浦和駅西口	埼玉県警20-201059542	WBD145L0802		
2023/06/05	北浦和駅東口	埼玉県警20-202921051	H0SC05637		
2023/06/05	北浦和駅東口	埼玉県警10-0115382	FJA9I35924		
2023/06/05	北浦和駅東口	埼玉県警21-214926962	B1E41277		
2023/06/05	北浦和駅東口	不明	SZ13125835		
2023/06/05	北浦和駅西口	不明	C5BD2325		
2023/06/06	浦和駅東口	不明	LJ17911787		
2023/06/06	北浦和駅西口	埼玉県警20-202909167	GF1L66599		
2023/06/06	中浦和駅	埼玉県警18-8478750	B8E44398		
2023/06/06	中浦和駅	埼玉県警19-190025845	B8L51868		
2023/06/06	新都心駅西口	埼玉県警21-211190140	V201036627		
2023/06/06	南与野駅	埼玉県警19-192698626	GC9A12055		
2023/06/08	浦和駅東口	埼玉県警20-200179340	FD1905292		
2023/06/08	北浦和駅西口	埼玉県警22-223973051	V220609990		
2023/06/08	中浦和駅	埼玉県警20-204663637	A20AG03508		
2023/06/09	浦和駅西口	埼玉県警20-202137628	B0A41920		
2023/06/09	浦和駅西口	埼玉県警23-231395296	SKC48603		
2023/06/09	北浦和駅東口	埼玉県警19-192479720	B9A45169		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/06	岩槻駅	藤沢37-0592260	B9G72416		
2023/06/06	岩槻駅	埼玉県警12-2078745	F111136012		
2023/06/06	東岩槻駅	埼玉県警18-8500209	SSH044129		
2023/06/08	岩槻駅	埼玉県警20-202974031	F20592797		
2023/06/08	岩槻駅	埼玉県警20-202420958	A20PC04854		
2023/06/09	岩槻駅	埼玉県警18-8426388	LCG32771		

合計: 64台

さいたま市告示第1050号

さいたま市岩槻人形博物館特別企画展「中村信喬（仮）」美術輸送・展示作業等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」をいう。）第167条の6の規程に基づき公告する。

令和5年6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館特別企画展「中村信喬（仮）」美術輸送・展示作業等業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和5年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「運送・運行」の受注希望業務「美術品等運送」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 荷室の空調装置及びエアサスペンションを装備する美術品専用車を所有している者

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

担当 管理係 電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097931.html>

(1) 交付期間

公告の日から令和5年6月23日(金)午後4時まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日
を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」
という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」と
いう。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確
認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和5年6月23日(金)午後4時まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)。
なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月27日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の
10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課
税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月30日(金)午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月30日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

電話 048(829)1226 FAX 048(829)1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市岩槻区本町6-1-1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は原則返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1051号

公印の廃止をしたので、さいたま市公印規則（平成13年さいたま市規則第15号）第15条の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した公印の種類及び個数

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) さいたま市立与野本町保育園長印 | 1個 |
| (2) 与野本町保育園 さいたま市現金取扱員領収印 | 1個 |

2 廃止した公印の印影

別紙のとおり（別紙省略）

3 廃止年月日

令和5年6月26日

さいたま市告示第1052号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字鹿室字新開1128番1、1128番2、1129番2、1129番3、
1129番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年12月21日
第開 - N2022100号
- 4 検査済証番号
令和5年6月15日
第完 - N2022100号

さいたま市告示第1053号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
榎自治会
- 2 変更した事項
名称
認可地縁団体榎自治会法人
- 3 変更年月日
令和5年6月16日

さいたま市告示第1054号

さいたま市の発注する「さいたま市立谷田小学校（20棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事」ほか9件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-5208-12							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立谷田小学校（20棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市南区太田窪5丁目10番6号							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月16日まで							
概要	電灯設備工事一式 情報表示設備工事一式 映像・音響設備工事一式 拡声設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	22,869,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月27日（火）午前9時から 令和5年6月29日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年6月30日（金）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月4日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級又はB級。ただし、B級については、当該業種で令和3年度又は令和4年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和5年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。						
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月26日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年6月29日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市立谷田小学校（20棟）リフレッシュ改修（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4456-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	一般国道463号（念仏橋）仮橋整備に伴う付帯工事								
工事場所	さいたま市緑区大字下山口新田地内								
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで								
概要	土工一式 構造物撤去工一式 排水構造物工一式 仮設工一式 舗装工一式								
予定価格（税込）	16,588,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4365-45							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道20462号線）							
工事場所	さいたま市大宮区堀の内町2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長395.5m 幅員5.6~6.6m 舗装工 切削オーバーレイ（平均掘削深 t=5cm、再生密粒度 As（スラグ入り）、t=5cm）2290㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月 3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4487-14								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	南部第10処理分区下水道工事（南建-R5-1003）								
工事場所	さいたま市浦和区仲町2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで								
概要	延長141.7m 管きょ工 開削（管径250mm、硬質塩ビ管）36.5m（管径300mm、硬質塩ビ管）48.9m（管径350mm、硬質塩ビ管）56.3m マンホール工 組立楕円マンホール4箇所 組立2号マンホール1箇所 取付管工 取付管36箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4487-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1010）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月24日まで								
概要	延長140.4m 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）135.9m マンホール工 組立1号 マンホール5箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時10分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4387-7								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	芝川第10-3処理分区下水道工事（北建-R4-2011）								
工事場所	さいたま市大宮区大原6丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで								
概要	延長 管きょ更生工（既設管径φ1200）21.1m 付帯工一式								
予定価格（税込）	15,631,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時20分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級、B級又はC級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4387-8							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	深作第1排水区下水道工事（北建-R5-2003）							
工事場所	さいたま市見沼区東大宮6丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月27日まで							
概要	延長33.7m 函渠工（□600×600）33.7m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時30分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-37							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道30795号線）							
工事場所	さいたま市北区日進町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで							
概要	延長85m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤237㎡ 上層路盤237㎡ 表層242㎡ 排水構造物工 長尺U型側溝154m 集水桝4箇所 区画線工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4465-14								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（南R5市道第481号線）								
工事場所	さいたま市中央区新中里3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和5年11月10日まで								
概要	概算数量発注方式による発注 延長156.5m 幅員4.0m 道路土工 掘削140㎡ 舗装工 舗装版破碎629㎡ 路盤629㎡ 基層629㎡ 表層629㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式 交通管理工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後3時50分								
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4365-46							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（北R5一般県道新方須賀さいたま線）黒谷工区							
工事場所	さいたま市岩槻区大字黒谷地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長134.7m 幅員6.1m~6.4m 橋面防水工 塗膜系防水24㎡ 舗装工 切削オーバーレイ工（平均切削深さt=5cm 改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm）45㎡（平均切削深さt=12cm 再生粗粒度As、t=7cm 改質Ⅱ型密粒度As、t=5cm）791㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後4時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 C級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1055号

さいたま市の発注する「暮らしの道路整備工事（市道40759号線外1路線）」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 余裕期間を定めている場合の工事

(1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	ア 暮らしの道路整備工事（市道４０７５９号線外１路線） イ スマイルロード整備工事（北Ｒ５市道６４７１号線） ウ 暮らしの道路整備工事（市道２０８９５号線）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

契約整理番号	05-4356-35							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道40759号線外1路線）							
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	延長161m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤462㎡ 上層路盤462㎡ 表層468㎡ 排水構造物工 側溝工277m 集水柵工5箇所 暗渠工11m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-44							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道6471号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字釣上新田地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長205m 幅員6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）160m L型長尺U形側溝（深500）40m 舗装工 表層（再生密粒度As-20、t=5cm）1100㎡ 上層路盤（RM-40）76㎡ 下層路盤（RC-40）76㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事Aの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-36							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道20895号線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字南中丸地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月19日まで							
概要	延長111m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤308㎡ 上層路盤308㎡ 表層309㎡ 排水構造物工 側溝工170m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年6月29日（木）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月6日（木）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月19日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月19日（月）午前9時から 令和5年6月28日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月3日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア又はイの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1056号

さいたま市プラスチック回収先行地域実証事業支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市プラスチック回収先行地域実証事業支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年8月1日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」及び「計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 施行令第167条の4第1項に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成30年4月1日以降に、以下と同種・同規模の履行実績をいずれも有すること。

ア 人口20万人以上の地方公共団体において一般廃棄物処理基本計画を策定した実績を有している者。

イ 人口20万人以上の地方公共団体において家庭系ごみの組成分析調査を実施した実績を有している者。（計画策定業務等の一部で組成分析調査を再委託した場合を含む。）

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部
資源循環政策課

担当 政策推進係 電話 048(829)1338

(2) 交付期間

告示の日から令和5年6月30日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年
さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月7日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書には入札等金額見積内訳書を添付すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月26日(水) 午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟第3会議室
(さいたま市役所西会議棟2階)

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月26日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048(829)1338 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

6(8)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 契約内容の変更

仕様書記載の「5 業務内容」のうち、「(2) イ c 桜環境センターに搬入されたプラスチック類の組成分析調査」及び「(2) イ f 対象地区内住民へのアンケート」については、環境省実施の「令和5年度プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業」に申請予定である。

るため、支援事業として採択された場合、当該業務は本件委託業務では行わないものとし、契約価格を変更するものとする。

8 その他

- (1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1057号

さいたま市統計調査条例（平成13年さいたま市条例第16号）第2条に規定する統計調査を次のとおり実施するので、第3条の規定により告示する。

令和5年6月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 調査の名称

さいたま市地域経済動向調査

2 調査の目的

さいたま市内における経済動向、企業経営動向を把握し、適切かつ効果的な施策を推進する基礎資料とするとともに、市内企業の経営判断の一助とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 市全域

(2) 属性的範囲 市内企業（建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食店、不動産業、サービス業）

4 報告を求める企業数

1,500社

5 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業種及び従業員数

イ 次の項目に関する景況感等（四半期ごとの実績及び見通し）

①景気、②在庫水準、③資金繰り、④雇用人数、⑤販売数量、⑥販売単価、⑦仕入単価、⑧売上高、⑨経常利益、⑩設備投資、⑪景気判断の背景・要因、⑫経営課題等

(2) 基準となる期間

ア 前期

1月から12月までの1年間について、1月から3月まで及び4月から6月までは実績、7月から9月まで及び10月から12月までは見通しについて調査する。

イ 後期

7月から翌年6月までの1年間について、7月から9月まで及び10月から12月までは実績、1月から3月まで及び4月から6月までは見通しについて調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統 さいたま市－民間事業者－報告者

(2) 調査方法 郵送調査及びオンライン調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期 半期

(2) 調査の実施期間

ア 前期調査 6月下旬から7月下旬まで

イ 後期調査 11月下旬から12月下旬まで

8 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所経済局商工観光部経済政策課総務係

(2) 電話 048（829）1363

さいたま市告示第1058号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

市県民税（普通徴収） 督促状

国民健康保険税（普徴） 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1059号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

配当計算書（謄本）

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1060号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第1061号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

交付要求通知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1735

さいたま市告示第1062号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

市県民税（普通徴収） 督促状

固定資産税・都市計画税 督促状

国民健康保険税（普通徴収） 督促状

市県民税（特別徴収） 督促状

軽自動車税（種別割） 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第1063号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区西堀六丁目1015番1、1015番3、1015番4、1016番4、1028番1、1028番3、1028番4、1028番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町一丁目1番8号

大栄不動産株式会社 代表取締役 石村 等

3 許可番号

令和5年5月26日

第 変 - S 2 0 2 2 0 9 6 号

4 検査済証番号

令和5年6月19日

第 完 - S 2 0 2 2 0 9 6 号

さいたま市告示第1064号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路廃止の概要

次の表のとおり

道路の位置の地番				指定日	指定番号	幅員(m)	延長(m)
区名	大字・町名	字・丁目	地番				
岩槻区	末田	外野	1841-26の一部	昭和36年 12月26日	第24号	4.00	52.00
			1841-27の一部				
			1841-28の一部				
			1841-29の一部				
			1841-132の一部				
			1841-133				
			1841-139				
			1841-142の一部				
			1843-1の一部				
			1843-4の一部				
			1841-48の一部				
			1841-49の一部				
			1841-50の一部				
			1841-135の一部				
			1841-136				
			1841-137				
1841-138の一部							
1843-3の一部							

さいたま市告示第1065号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市西区大字宝来字石橋1068番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(省略)
- 3 許可番号
令和4年7月4日
第開 - N2022028号
- 4 検査済証番号
令和5年6月20日
第完 - N2022028号

さいたま市告示第1066号

さいたま市岩槻人形博物館特別展「岡本玉水」図録製作等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」をいう。）第167条の6の規程に基づき公告する。

令和5年6月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市岩槻人形博物館特別展「岡本玉水」図録製作等業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町6-1-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和5年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「製作／パンフレット等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 奥付等に印刷の責任者（プリンティング・ディレクター等）として本人の氏名が記載された美術系の展覧会図録又は写真集を、過去1年以内に2冊以上担当した実績がある者を色校正の担当者とすることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市岩槻区本町 6 - 1 - 1

さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館

担当 管理係 電話 048 (749) 0223 FAX 048 (749) 0225

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097959.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和 5 年 6 月 28 日 (水) 午後 4 時まで (3(1)アにおいては、さいたま市の休日
を定める条例 (平成 13 年さいたま市条例第 2 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日 (以下「休日」
という。) を除く午前 9 時から午後 4 時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査 (以下「確認審査」と
いう。) の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確
認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和 5 年 6 月 28 日 (水) 午後 4 時まで (休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで)。
なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に電話連絡をすること。

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便 (簡易書留郵便を含む) による郵送により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 5 年 6 月 30 日 (金) 午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 84 円切手を貼付し、申し出た
場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の
10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切
り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日(水) 午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟2階 第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
電話 048(829)1226 FAX 048(829)1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市岩槻区本町6-1-1
さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館
電話 048(749)0223 FAX 048(749)0225

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は原則返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部岩槻人形博物館及びホームページにおいて閲

覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1067号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区円阿弥四丁目566番4、566番5、566番6、566番7、566番8、567番1、567番2、567番3、567番4、567番5、567番6、567番7、567番8、567番9、567番10、567番11、567番12、568番1、568番3、568番4、568番5、568番6、568番7、568番8（うち第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅

代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和5年6月7日

第 変 - S 2 0 2 2 0 7 7 号

4 検査済証番号

令和5年6月20日

第 完 1 S 2 0 2 2 0 7 7 号

さいたま市告示第1068号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和5年度における地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和5年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業計画が定められた年月日

令和5年4月1日

2 調査を実施する者の名称

さいたま市

3 調査地域

さいたま市浦和区針ヶ谷1丁目の一部

4 調査期間

令和5年6月22日から令和6年3月31日まで

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所都市局都市計画部都市総務課政策係

(2) 電話 048(829)1394

さいたま市告示第1069号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年6月27日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年6月21日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
6月 20日	猫	西区二ツ宮	雑種	オス	白キジ	1～2か 月	無	
6月 20日	猫	西区二ツ宮	雑種	メス	キジ白	1～2か 月	無	
6月 20日	猫	西区二ツ宮	雑種	オス	茶白	1～2か 月	無	
6月 20日	犬	岩槻区美園東	フレンチ ブルドッグ	オス	白	3～6歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1070号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区染谷三丁目70番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和5年1月4日

第開 - N2022141号

4 検査済証番号

令和5年6月21日

第完 - N2022141号

さいたま市告示第1071号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和4年さいたま市告示第498号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和5年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
さいたま市北区日進町一丁目40番20の一部
詳細は、別紙形質変更時要届出区域図のとおり
- 2 指定番号
形-26号
- 3 講じられた実施措置
掘削除去
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係
 - (2) 電話 048（829）1331

さいたま市告示第1072号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年6月27日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年6月22日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
6月 21日	猫	大宮区上小町	雑種	オス	キジ白	2～3か月	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1073号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 6月16日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 60台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/12	東浦和駅	千葉県警ソ-155292	ICRJ12A00386		
2023/06/12	武蔵浦和駅	埼玉県警16-6508234	AS6B1894		
2023/06/12	武蔵浦和駅	埼玉県警21-210153942	F20785757		
2023/06/12	西浦和駅	不明	H6F87352		
2023/06/13	東浦和駅	埼玉県警17-7112581	B6K69220		
2023/06/13	東浦和駅	埼玉県警20-204689610	STTCF29775		
2023/06/13	南浦和駅東口	不明	J220908744		
2023/06/13	武蔵浦和駅	埼玉県警21-212246441	MD20096600		
2023/06/15	南浦和駅西口	兵庫県警H-198479	S7F016817		
2023/06/16	東浦和駅	埼玉県警13-3087730	A17AA39226		
2023/06/16	南浦和駅東口	埼玉県警14-4583857	A14AE20248		
2023/06/16	南浦和駅西口	埼玉県警20-201864860	AS11073905		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/12	大宮駅東口	埼玉県警16-6319520	SQA055183		
2023/06/12	大宮駅東口	埼玉県警20-202362702	V200501451		
2023/06/12	大宮駅東口	不明	XF20160613270		
2023/06/12	大宮駅西口	埼玉県警18-8383477	214C1727N		
2023/06/12	宮原駅東口	埼玉県警20-201271878	F91216363/		
2023/06/12	東大宮駅西口	埼玉県警16-6238085	TA1JF581		
2023/06/12	指扇駅	埼玉県警23-230279152	H211151844		
2023/06/12	指扇駅	埼玉県警22-222341227	S1QDJ00468		
2023/06/12	吉野原駅	埼玉県警11-1505140	LKA05586		
2023/06/13	大宮駅西口	埼玉県警18-8285045	A14AA96334		
2023/06/13	大宮駅西口	埼玉県警22-222515475	HG4TC05507		
2023/06/13	東大宮駅西口	不明	J018052313		
2023/06/15	大宮駅東口	埼玉県警22-224081545	SOL093939		
2023/06/15	大宮駅西口	埼玉県警18-8001596	CBCC6216		
2023/06/15	東大宮駅東口	不明	F21326247		
2023/06/15	東大宮駅西口	不明	A13BF04346		
2023/06/16	大宮駅東口	福島県警中-063956	WTU228C3882K		
2023/06/16	大宮駅西口	不明	F21803719		
2023/06/16	大宮駅西口	埼玉県警19-190019632	STRKZ00422		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/12	浦和駅東口	埼玉県警09-9340040	B9B54046		
2023/06/12	浦和駅西口	杉並G-26552	KSK02050233		
2023/06/12	北浦和駅東口	埼玉県警22-222226414	HS1L08950		
2023/06/12	北浦和駅東口	埼玉県警21-212713023	A21AB42206		
2023/06/12	与野駅東口	埼玉県警05-5098004	GN00816		
2023/06/13	浦和駅西口	埼玉県警19-194097727	S9WH08226		
2023/06/13	浦和駅西口	埼玉県警22-220652416	XL20112200		
2023/06/15	浦和駅西口	埼玉県警15-5519000	A15AA31916		
2023/06/15	北浦和駅東口	埼玉県警19-193111467	A18PL09778		
2023/06/15	北浦和駅西口	不明	A20AL01258		
2023/06/15	与野駅東口	不明	S0L055804		
2023/06/15	与野駅東口	埼玉県警23-230003963	V220107293		
2023/06/15	北与野駅	川崎臨港0175644	B1D55398		
2023/06/15	与野本町駅	埼玉県警19-190198715	S9WA00658		
2023/06/15	与野本町駅	東村山G42850	STF019810		
2023/06/15	南与野駅	埼玉県警22-222782422	SWG045299		
2023/06/15	南与野駅	愛知県警07482229	8AK010306		
2023/06/15	南与野駅	埼玉県警19-193048536	S9WH03616		
2023/06/15	南与野駅	埼玉県警14-4473366	B4D00603		
2023/06/15	南与野駅	埼玉県警21-215084086	STUAF01277		
2023/06/15	南与野駅	埼玉県警13-3363431	1V04564		
2023/06/16	浦和駅東口	埼玉県警15-5518460	LAG02411		
2023/06/16	浦和駅西口	埼玉県警15-5415099	45C6666		
2023/06/16	北浦和駅東口	埼玉県警14-4124647	SHA51495		
2023/06/16	中浦和駅	埼玉県警22-224500289	V220612625		
2023/06/16	与野本町駅	埼玉県警12-2508388	SMH024710		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/16	与野本町駅	埼玉県警18-8226771	SNSA06409		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/13	浦和美園駅	不明	F261287		
2023/06/13	岩槻駅	千葉県警ナ-125267	SVMJ00017		

合計: 60台

さいたま市告示第1074号

さいたま市マイクロフィルムデジタルリーダープリンタ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市マイクロフィルムデジタルリーダープリンタ賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書の内容を遵守し確実に履行することができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課
担当 文書係 電話 048(829)1085

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) その他

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の間、閲覧にも供する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月18日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月25日(火)午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月25日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課
電話 048（829）1085 FAX 048（829）1983

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に月数を乗じた金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1075号

さいたま市後納郵便管理システム機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市後納郵便管理システム機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 仕様書の内容を遵守し確実に行うことができる者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課
担当 文書係 電話048(829)1085

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

(4) その他

入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の間、閲覧に供する。

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月18日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月25日(火)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所地下 1 階第 1 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 7 月 25 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市総務局総務部総務課

電話 048（829）1085 FAX 048（829）1983

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 特記事項

この契約を締結した会計年度の翌年度以降において、さいたま市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市総務局総務部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1076号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業名

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業

2 指定した道路の概要

- (1) 名称 区6-7号線の一部
- (2) 幅員 6.0m
- (3) 延長 32.0m

3 道路の指定場所

次の表のとおり

土地の表示				
区名				
大字・町名	字・丁目	地番		
緑区				
中尾	不動谷	206番1	一部	
緑区	中尾	不動谷	206番2	一部
緑区	中尾	不動谷	207番1	一部
緑区	中尾	不動谷	207番2	一部
緑区	中尾	不動谷	207番3	一部
緑区	中尾	不動谷	207番4	一部
緑区	中尾	不動谷	207番5	一部
緑区	中尾	不動谷	207番6	一部
緑区	中尾	不動谷	212番2	一部
緑区	中尾	不動谷	212番5	一部

4 道路の指定年月日

令和5年6月23日

さいたま市告示第1077号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業名

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業

2 指定した道路の概要

- (1) 名称 広ヶ谷戸原山線の一部
- (2) 幅員 14.0m
- (3) 延長 35.0m

3 道路の指定場所

次の表のとおり

土地の表示				
区名				
大字・町名	字・丁目	地番		
緑区				
中尾	不動谷	203番1	一部	
緑区	中尾	不動谷	204番2	一部
緑区	中尾	不動谷	206番2	一部
緑区	中尾	不動谷	207番3	一部
緑区	中尾	不動谷	207番4	一部
緑区	中尾	不動谷	207番5	一部

4 道路の指定年月日

令和5年6月23日

さいたま市告示第 1078号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路の指定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 事業名

さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業

2 指定した道路の概要

- (1) 名称 区4.5-2号線の一部
- (2) 幅員 4.5m
- (3) 延長 19.8m

3 道路の指定場所

次の表のとおり

土地の表示				
区名				
大字・町名	字・丁目	地番		
緑区				
中尾	中丸	1772番2	一部	
緑区	中尾	中丸	1774番1	一部
緑区	中尾	中丸	1775番2	一部
緑区	中尾	中丸	1777番1	一部
緑区	中尾	中丸	1777番2	一部
緑区	中尾	中丸	1777番3	一部

4 道路の指定年月日

令和5年6月23日

さいたま市告示第1079号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

ひがしはる野団地自治会

2 変更した事項

(1) 名 称 ひがしはる野自治会

(2) 区 域 さいたま市見沼区春野4丁目のうち、別表1-1乃至1-2に定めるひがしはる野

(3) 代表者 （省略）

(4) 住 所 （省略）

3 変更年月日

令和5年4月16日

さいたま市告示第1080号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年5月27日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年5月23日

さいたま市長 清水 勇 人

次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
6月 22日	猫	岩槻区本町	雑種	めす	キジトラ	2～3 か月齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1081号

令和5年6月5日さいたま市告示第989号、第990号、令和5年6月12日さいたま市告示第1020号及び1021号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和5年6月5日さいたま市告示第990号、令和5年6月12日さいたま市告示第1021号及び第1022号を次のとおり変更する。

令和5年6月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

- (1) 契約整理番号 05-5553-11
工事名 上木崎公民館大規模改修（電気設備）工事
工事場所 さいたま市浦和区上木崎3丁目2番14号
- (2) 契約整理番号 05-2373-2
工事名 天沼児童センター大規模改修（建築）工事
工事場所 さいたま市大宮区天沼町1丁目194番地
- (3) 契約整理番号 05-1655-1
工事名 上峰コミュニティホール中規模修繕（建築）工事
工事場所 さいたま市中央区上峰2丁目3番5号
- (4) 契約整理番号 05-5553-10
工事名 上木崎公民館大規模改修（建築）工事
工事場所 さいたま市浦和区上木崎3丁目2番14号
- (5) 契約整理番号 05-2373-3
工事名 天沼児童センター大規模改修（電気設備）工事
工事場所 さいたま市大宮区天沼町1丁目194番地
- (6) 契約整理番号 05-1655-2
工事名 上峰コミュニティホール中規模修繕（電気設備）工事
工事場所 さいたま市中央区上峰2丁目3番5号

2 中止とした理由

- (1)及び(4)「上木崎公民館大規模改修（機械設備）工事」が不調となったため。
- (2)及び(5)「天沼児童センター大規模改修（機械設備）工事」が不調となったため。
- (3)及び(6)「上峰コミュニティホール中規模修繕（機械設備）工事」が不調となったため。

3 変更する一般競争入札及び変更箇所

- (1) さいたま市告示第990号
ア 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（建築）工事 イ 大宮南公民館大規模改修（建築）工事 ウ 上木崎公民館大規模改修（建築）工事
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

(イ) 変更後

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（建築）工事 イ 大宮南公民館大規模改修（建築）工事
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

(2) さいたま市告示第1021号

ア 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事 イ さいたま市立本太中学校（19・29-1・31・32棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事 ウ 上峰コミュニティホール中規模修繕（電気設備）工事
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ及びウの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウの入札は無効とする。

(イ) 変更後

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事 イ さいたま市立本太中学校（19・29-1・31・32棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

(3) さいたま市告示第1022号

ア 対象工事

(ア) 契約整理番号 05-5553-6

(イ) 工事名 西浦和公民館大規模改修（機械設備）工事

(ウ) 工事場所 さいたま市南区曲本2丁目7番11号

(エ) 変更内容

a 変更前

その他	・「西浦和公民館大規模改修（建築）工事」又は「西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
-----	---

b 変更後

その他	・「西浦和公民館大規模改修（建築）工事」又は「西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。
-----	---

イ 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（機械設備）工事
------	-----------------------

	イ 上木崎公民館大規模改修（機械設備）工事 ウ 天沼児童センター大規模改修（機械設備）工事 エ 上峰コミュニティホール中規模修繕（機械設備）工事
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。

(イ)変更後

別表削除

さいたま市告示第1082号

さいたま市の発注する「大宮北高等学校受水槽更新工事」ほか17件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 2 (3) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

8 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3 箇月ごとに出来形部分の 10 分の 9 に相当する額を限度として行

うこととする。

- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

9 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和2年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-5209-36							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	大宮北高等学校受水槽更新工事							
工事場所	さいたま市北区奈良町9-1番地1							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月12日まで							
概要	自動制御設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 動力設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	36,993,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月6日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月7日（金）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月11日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月6日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1840							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-3289-4							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	南与野駅西口土地区画整理事業 南通り線道路築造外工事（その3）（補）							
工事場所	さいたま市中央区鈴谷2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月19日まで							
概要	延長173.8m 道路改良 道路土工一式 排水構造物工36m 縁石工119m 道路植栽工2箇所 舗装工884㎡ 基盤整備 敷地造成工一式 構造物撤去工一式 道路照明設備 道路付属施設工3基 管路 管きょ工（開削）109m マンホール工3箇所							
予定価格（税込）	37,543,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、見沼区又は岩槻区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所 電話 048-840-6153							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-41							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（主要地方道さいたま鴻巣線・指扇領辻工区）							
工事場所	さいたま市西区大字指扇領辻地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月15日まで							
概要	延長63.0m 道路土工一式 舗装工 車道舗装工269㎡ 歩道舗装工79㎡ 撤去工一式 排水構造物工 側溝工54m 縁石工51m 擁壁工28m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-48							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道10877号線）							
工事場所	さいたま市北区今羽町地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月24日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長311.3m 幅員5.3~5.5m 舗装工 路面切削工（平均切削深さ5cm）19㎡ 切削オーバーレイ工（再生粗粒度As-20、平均切削深さ12cm、t=7cm）1650㎡ 表層工（改質Ⅱ型密粒度As-20、t=5cm）1660㎡ 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工（修繕工））」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-49							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	スマイルロード整備工事（北R5市道イワ123号線）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字野孫地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月9日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長382.4m 幅員4.1m~6.9m 舗装工 路面切削（平均切削厚 t=5 cm）1940 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=7 cm、再生粗粒度 As、t=7 cm）1260 m ² 表層（改質Ⅱ型密粒度 As、t=5 cm）1939 m ² 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4456-13								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	水辺公園橋架換工事								
工事場所	さいたま市南区内谷7丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで								
概要	既設上部工撤去一式 上部工製作・架設一式								
予定価格（税込）	105,149,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後2時20分								
参加資格	名簿登載業種等	鋼構造物工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	－ 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、鋼橋の架設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の鋼構造物工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-2171-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	ひかり会館中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市中央区本町東5丁目13番29号								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月4日まで								
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外								
予定価格（税込）	92,983,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年7月12日（水）午前9時から 令和5年7月14日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月18日（火）午前9時から 令和5年7月19日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月20日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月14日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひかり会館中規模修繕（電気設備）工事」又は「ひかり会館中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-2171-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	ひかり会館中規模修繕（電気設備）工事							
工事場所	さいたま市中央区本町東5丁目13番29号							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月4日まで							
概要	受変電設備工事一式 動力設備工事一式 電灯設備工事一式 構内交換設備工事一式 拡声設備工事一式 火災報知設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 昇降機設備工事一式 既存設備撤去工事一式							
予定価格（税込）	81,543,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月12日（水）午前9時から 令和5年7月14日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月18日（火）午前9時から 令和5年7月19日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月20日（木）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月14日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひかり会館中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「ひかり会館中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-2171-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	ひかり会館中規模修繕（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市中央区本町東5丁目13番29号								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月4日まで								
概要	空気調和設備工事一式 換気設備工事一式 自動制御設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 消火設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	70,246,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年7月12日（水）午前9時から 令和5年7月14日（金）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月18日（火）午前9時から 令和5年7月19日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月20日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月14日（金）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひかり会館中規模修繕（建築）工事」又は「ひかり会館中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-5208-13							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま市立新和小学校（24棟の一部・29-1、-2棟）リフレッシュ改修（建築）工事							
工事場所	さいたま市岩槻区大字尾ヶ崎1252番地							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月16日まで							
概要	防水改修工事 外壁改修工事 建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外							
予定価格（税込）	169,840,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月12日（水）午前9時から 令和5年7月14日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月18日（火）午前9時から 令和5年7月19日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月20日（木）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月14日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・後日発注予定の「さいたま市立新和小学校（24棟の一部・29-1、-2棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事」又は後日発注予定の「さいたま市立新和小学校（24棟の一部・29-1、-2棟）リフレッシュ改修（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4359-14							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	一般国道122号蓮田岩槻バイパス道路改良工事（R5）（2債）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字加倉地内外							
履行期間	契約確定の日から令和7年1月31日まで							
概要	延長4.1km 土工一式 車道舗装工5128㎡ 歩道舗装工1264㎡ 側溝工267.4m 管渠工18m 集水柵・マンホール工18箇所 路側防護柵工2923m 防止柵118m 車止めポスト工7基 縁石工544.4m 防草対策工269㎡ 道路付属施設工一式 区画線工13139m 撤去工一式							
予定価格（税込）	275,264,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3213							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-38							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（主要地方道川口上尾線・R5本郷町工区）（2債）							
工事場所	さいたま市北区本郷町地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年9月30日まで							
概要	延長249m 道路土工一式 排水構造物工462m 構造物撤去工一式 舗装工（車道）2279㎡（歩道）1175㎡ 道路付属施設工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	128,634,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4459-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	さいたま鴻巣線バイパス道路改良工事（R5）							
工事場所	さいたま市桜区中島3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	延長822m 幅員30m 道路土工一式 舗装工（本線表層工）6970㎡（切削オーバーレイ）1940㎡ 縁石工871m 区画線工（本線部）2960m 防護柵工172m							
予定価格（税込）	120,252,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和3年度又は令和4年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の2件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和5年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。						
		本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「ICT活用工事（舗装工）（受注者希望型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4384-4								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	岩槻第3処理分区下水道工事（北再-R5-408）								
工事場所	さいたま市岩槻区城南2丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで								
概要	延長440.4m 管きょ更生工（既設管径900～1000mm）440.4m 耐震継手工（既設管径250～1000mm）20箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後3時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から							
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4484-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第38処理分区下水道工事（南再-R5-401）							
工事場所	さいたま市中央区新中里4丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	耐震化工 管きょ更生工（既設管径1500mm）194.6m 耐震継手設置工（既設管径1500mm）6箇所							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後3時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4384-5							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第5処理分区下水道工事（北再-R5-406）							
工事場所	さいたま市北区吉野町1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長190.2m 管きょ更生工（既設管径250mm）190.2m 耐震継手工（既設管径250～600mm）119箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道再整備課 電話 048-646-3255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4487-18							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1013）							
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで							
概要	延長644.34m 管きょ工 開削（管径200mm、硬質塩ビ管）644.34m マンホール工 組立1号マンホール19箇所 取付管工10箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後3時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、西区又は北区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-9858-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	（仮称）蓮沼下3号街区公園整備工事（第1期）（補）							
工事場所	さいたま市見沼区大字蓮沼地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	整備面積4000㎡ 撤去工一式 公園土工一式 植栽工一式 給水設備工一式 雨水排水設備工一式 汚水排水設備工一式 電気設備工一式 園路広場整備工一式 施設整備工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後3時40分							
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号 さいたま市都市局みどり公園推進部北部公園整備課 電話 048-646-3176							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1083号

さいたま市の発注する「鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R5-1001）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 余裕期間を定めている場合の工事

(1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

本入札は、次のとおり、一抜け方式により実施する。なお、工事ごとに参加資格に定める「所在地区分」が異なるため、確認のうえ入札に参加すること。

対象工事	ア 鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R5-1001） イ 岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R5-1019） ウ 既存防火水槽長寿命化工事（R5） エ 暮らしの道路整備工事（市道21529号線外2路線） オ 芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R5-1011）
概要	・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事エの落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。

契約整理番号	05-4387-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R5-1001）							
工事場所	さいたま市西区大字清河寺地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで							
概要	延長527.5m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）527.5m マンホール工 組立0号マンホール2箇所 組立1号マンホール17箇所 組立楕円マンホール 6箇所 取付管工 取付管39箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午前10時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4387-10							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第1-2処理分区下水道工事（北建-R5-1019）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字平林寺地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで							
概要	延長505.9m 管きょ工 開削（φ200mm、硬質塩ビ管）505.9m マンホール工 組立1号マンホール12箇所 組立楕円マンホール1箇所 小型マンホール1箇所 取付管工 取付管25箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午前10時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4762-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	既存防火水槽長寿命化工事（R5）							
工事場所	さいたま市見沼区堀崎町地内外2か所							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	既存防火水槽長寿命化工事（見沼区堀崎町地内） 既存防火水槽補強工一式 付帯工一式 仮設工一式 既存防火水槽長寿命化工事（北区吉野町2丁目地内） 既存防火水槽補強工一式 付帯工一式 仮設工一式 既存防火水槽長寿命化工事（浦和区皇山町地内） 既存防火水槽補強工一式 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、浦和区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 さいたま市消防局総務部消防施設課 電話 048-833-7954							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-40							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道21529号線外2路線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字大谷地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	延長350m 幅員4.0~5.0m 舗装工 下層路盤1310㎡ 上層路盤1310㎡ 表層1320㎡ 排水構造物工 長尺U字溝629m 集水樹13箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午前11時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4387-11							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川第9-1処理分区下水道工事（北建-R5-1011）							
工事場所	さいたま市見沼区染谷3丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	延長369.6m 管きょ工 開削（φ200、硬質塩ビ管）369.6m マンホール工 組立1号マンホール12箇所 取付管工 取付管9箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午前11時10分							
参加資格	名簿掲載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は桜区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ、ウ又はエの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1084号

さいたま市の発注する「芝川右岸第6-2排水区下水道工事（南建-R5-2006）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 余裕期間を定めている場合の工事

(1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に2(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成

24年さいたま市制定)、さいたま市余裕期間設定工事試行要領(令和2年さいたま市制定)及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領(令和3年さいたま市制定)の定めるところによる。

別表

対象工事	<p>ア 芝川右岸第6-2排水区下水道工事（南建-R5-2006）</p> <p>イ 農業者トレーニングセンター管理地内外道路工事（その1）</p> <p>ウ 芝川右岸第7-2排水区下水道工事（南建-R5-2007）</p> <p>エ 浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1011）</p> <p>オ 歩道整備工事（一般県道蒲生岩槻線・R5釣上工区）</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ、エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エ及びオの入札は無効とする。 ・対象工事エの落札候補者が行った対象工事オの入札は無効とする。

契約整理番号	05-4487-15							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川右岸第6-2排水区下水道工事（南建-R5-2006）							
工事場所	さいたま市緑区宮本2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	延長103.6m 管きょ工 オープンシールド（□1100×1400）86.0m 開削（□1100×1400）6.2m HP（φ600）10.2m 立坑工2箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4653-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	農業者トレーニングセンター管理地内外道路工事（その1）							
工事場所	さいたま市緑区大字大崎地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	延長451.5m 幅員11.37m 道路改良 道路土工一式 地盤改良工2100㎡ 排水構造物工（側溝、街渠、管渠、BOX暗渠）782m（集水桝、街渠桝）17箇所 構造物撤去工一式 舗装工一式 縁石工878m 防護柵工、区画線工、道路付属施設工一式 管路 管きょ工 ボックスカルバート（□2800×3400）19.9m 鉄筋コンクリート（φ400、500）215m マンホール工5箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事アの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市経済局農業政策部農業政策課 電話 048-829-1376							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4487-16							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	芝川右岸第7-2排水区下水道工事（南建-R5-2007）							
工事場所	さいたま市緑区芝原3丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	延長380.5m 管きょ工 低耐荷力管推進（φ200mm、塩ビ管）374.0m 開削（φ200mm、塩ビ管）6.5m 立坑工一式 マンホール工 組立1号マンホール8箇所 現場打1号マンホール6箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	151,745,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4487-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R5-1011）							
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	延長724.1m 管きょ工 開削（φ200mm、塩ビ管）441.5m 低耐荷力管推進（φ200mm、塩ビ管）282.6m マンホール工 組立1号マンホール6箇所 現場打ち2号マンホール3箇所 立坑工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事A又はIの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-39							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（一般県道蒲生岩槻線・R5釣上工区）							
工事場所	さいたま市岩槻区大字釣上地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	延長288m 道路土工一式 排水構造物工 側溝工246m 構造物撤去工一式 地盤改良工一式 舗装工 車道舗装工2794㎡ 歩道舗装工567㎡ 縁石工一式 歩車道境界ブロック298m 地先境界ブロック239m 区画線工一式 道路付属施設工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年7月13日（木）午前9時から 令和5年7月18日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月18日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事ア、イ又はエの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1085号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（北建－R5－105）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号	05-4387-12					
入札方法	一般競争入札（電子）					
参加形態	単体企業					
業務名	下水道事業実施設計業務（北建-R5-105）					
業務場所	さいたま市見沼区大和田町1丁目地内					
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで					
概要	中大口径推進工法一式 開削工法（φ1200mm未満）一式 測量業務 現地測量一式 中心線測量165m					
予定価格（税込）	17,050,000円					
最低制限価格	設定する					
参加申請受付期間	令和5年7月6日（木）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで					
入札書提出期間	令和5年7月11日（火）午前9時から 令和5年7月12日（水）午後5時まで					
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月13日（木）午後2時10分					
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。				
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。				
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。				
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が2人以上いること。				
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し				
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から				
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月5日（水）午後5時まで				
	質問回答期日	令和5年7月10日（月）				
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。					
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263					
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180					

さいたま市告示第1086号

さいたま市の発注する「さいたま市立野田小学校外2校便所改修工事実施設計業務」ほか2件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

- ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。
- エ 事業協同組合とその組員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補

者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象業務については別表により定める。

イ 一つの対象業務の落札候補者（ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。）がした当該対象業務の後に開札される他の対象業務の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象業務の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いに

については、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (7) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

別表

対象業務	ア さいたま市立野田小学校外2校便所改修工事实施設計業務 イ さいたま市立植竹小学校外2校便所改修工事实施設計業務 ウ さいたま市立馬宮東小学校外2校便所改修工事实施設計業務
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業務アの落札候補者が行った対象業務イ及びウの入札は無効とする。 ・対象業務イの落札候補者が行った対象業務ウの入札は無効とする。

契約整理番号	05-5209-33						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	さいたま市立野田小学校外2校便所改修工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市緑区大字上野田16番地外						
履行期間	契約確定の日から令和6年1月24日まで						
概要	（野田小学校）34-1棟 改修延べ面積約290㎡ RC造 地上4階建て 1階みんなのトイレ新設 2階北側職員便所改修 外部・内部スロープ新設 工事期間中の仮設便所設置検討（川通小学校）改修延べ面積約193㎡ 12棟 RC造 地上3階建て 19棟 RC造 地上3階建て 12棟1階東側職員便所改修 19棟1階みんなのトイレ改修 工事期間中の仮設便所設置検討（徳力小学校）9-2棟 改修延べ面積約126㎡ RC造 地上4階建て 1階職員便所改修 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	14,509,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月6日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年7月7日（金）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月11日（火）午後1時40分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年7月6日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-5209-35						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	さいたま市立植竹小学校外2校便所改修工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市北区植竹町2丁目1番地外						
履行期間	契約確定の日から令和6年1月24日まで						
概要	（植竹小学校）校舎1棟 改修延べ面積約140㎡ RC造 地上3階建て 1、2階職員便所改修 1階みんなのトイレ、外部・内部スロープ新設 2階シャワー室改修 1階東側外部便所改修 工事期間中の仮設便所設置検討（大砂土小学校）校舎30棟 改修延べ面積約160㎡ RC造 地上4階建て 1階みんなのトイレ改修 工事期間中の仮設便所設置検討（蓮沼小学校）校舎8-1棟 改修延べ面積約128㎡ RC造 地上4階建て 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	事後公表						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月6日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年7月7日（金）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月11日（火）午後1時50分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント/学校施設 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年7月6日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施する。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約整理番号	05-5209-34						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	さいたま市立馬宮東小学校外2校便所改修工事実施設計業務						
業務場所	さいたま市西区大字西遊馬189番地1外						
履行期間	契約確定の日から令和6年1月24日まで						
概要	（馬宮東小学校）校舎13棟 改修延べ面積約106㎡ RC造 地上4階建て 工事期間中の仮設便所設置検討（日進北小学校）校舎17-4棟 改修延べ面積約135㎡ RC造 地上3階建て 1階南側職員便所改修（大宮別所小学校）校舎4-1棟 改修延べ面積約144㎡ RC造 地上4階建て 1階みんなのトイレ新設 1階来客用便所改修 2階職員用便所改修 建築設計（実施設計） 設備設計（実施設計）						
予定価格（税込）	10,159,600円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和5年7月4日（火）午前9時から 令和5年7月6日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和5年7月7日（金）午前9時から 令和5年7月10日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月11日（火）午後2時00分						
参加資格	名簿登載業務	建築関連コンサルタント／学校施設 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から					
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月3日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和5年7月6日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。 ・本業務に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象業務イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 						
業務担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1087号

さいたま市の発注する「シビック住宅天沼外壁改修及び屋上防水改修工事」の特別簡易型総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者とその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

特別簡易型

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 技術資料の提出及び審査

(1) 自己採点申請書の技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者（以下「第一順位者」という。）は工事ごとに定める入札説明書に基づき技術資料を作成し、財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出すること。

(2) (1)において、第一順位者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより第一順位者を決定する。

(3) 自己採点申請書及び技術資料の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(4) 技術資料の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行い、第一順位者の順位に変動が生じないときは、その者を落札候補者として通知する。

(5) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

4 入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を契約課に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(1)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

5 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、4(1)及び(2)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなけ

れば、その者を新たに落札候補者とする。

(2) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(3) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、新たな第一順位者から技術資料の提出を求め、審査及び技術評価点を算出し、順位に変動がなければ、その者を新たに落札候補者とする。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格（さいたま市建設工事低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格取扱要綱に基づく低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、第一順位者決定の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに3(1)に掲げる技術資料並びに4(1)及び(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）

イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）

ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）

エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）

オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）

カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）

キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）

ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）

コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）

サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）

シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）

ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）

ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）

タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）

- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
 - (5) 落札者の決定は、第一順位者決定の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査、技術資料の審査及び技術評価点の算出及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし総合評価を行わない。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。
- 7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布
- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
 - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
 - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
 - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
 - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 8 余裕期間を定めている場合の工事
- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
 - (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に4(1)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
 - (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
 - (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
 - (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
 - (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。
- 9 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
 - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

1 0 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

1 1 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 自己採点申請書及び技術資料の提出をしない者が行った入札は無効とする。

1 2 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-4159-1							
入札方法	一般競争入札（電子・特別簡易型総合評価方式）							
参加形態	単体企業							
工事名	シビック住宅天沼外壁改修及び屋上防水改修工事							
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目913番地4							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	外壁改修工事 金属屋根カバー改修及び既存防水層の上、ウレタン塗膜防水							
予定価格（税込）	事後公表							
調査基準価格	設定する（失格基準有）							
参加申請受付期間	令和5年7月12日（水）午前9時から 令和5年7月14日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年7月18日（火）午前9時から 令和5年7月19日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月20日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（シビック住宅天沼外壁改修及び屋上防水改修工事）.pdf」ファイルを参照すること。						
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年7月11日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年7月14日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（発注者指定方式）である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第1088号

さいたま市の発注する「一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻ランプ調整池築造工事（R5）（2債）」の総合評価方式一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 総合評価方式に関する事項

総合評価方式については次のとおりである。なお、落札者決定基準の詳細及び総合評価方式の実施については、「さいたま市総合評価方式活用ガイドライン」（以下「総合評価方式ガイドライン」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」（以下「入札説明書」という。）による。

(1) 方式

簡易型（又は技術提案型）

(2) 評価値の算出方法

除算方式

3 入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

(2) (1)の参加申請を行った者は、工事ごとに別に定める資格確認書類受付期間に、次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者に係る雇用関係を証明できる書類（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(3) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(2)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

(4) 入札参加資格確認の結果は、工事ごとに別に定める日にシステムにおいて通知する。入札参加資格がない旨の確認通知にはその理由を示す。

(5) 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、入札参加資格の有無の再確認を契約課に求めることができる。再確認の期間は工事ごとに別に定める。

4 技術資料等の提出及び審査

(1) 入札に参加しようとする者は、工事ごとに定める入札説明書に基づき技術提案書又は技術資料（以下「技術資料等」という。）を作成し、契約課に提出すること。

(2) 技術資料等の提出方法及び提出期間は、入札説明書に明記する。

(3) 技術資料等の審査及び技術評価点の算出は、入札説明書に基づき行う。

5 落札者の決定

(1) 落札者は、4(3)により算出した技術評価点及び入札書に記載された金額を総合的に評価した評価値が最も高い者とする。

(2) 工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲を超えた価格をもって入札を行った者については、総合評価は行わない。また、6に規定する低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者については、総合評価は行わない。

(3) 評価値が最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

6 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とし、総合評価は行わない。
- (6) 低入札価格調査において、低価格入札者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱

に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者としな

7 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布及び入札説明書の配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

8 余裕期間を定めている場合の工事

- (1) 余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。
- (2) 任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に 3 (2) に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。
- (3) 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。
- (5) 入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。
- (6) 前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条第 1 項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第 29 条の規定による。

10 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の 10 分の 4 以内（継続費等の 2 年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の 10 分の 4 以内）とする。この場合において 1 万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

1.1 入札の無効

- (1) さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (2) 技術資料等の提出をしない者が行った入札は無効とする。

1.2 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載する配置予定技術者は同一の者とする。
- (8) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (9) 落札者は、技術資料等及び一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (10) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱（平成18年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、総合評価方式ガイドライン、さいたま市総合評価方式実施マニュアル（入札参加者用）、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）、さいたま市余裕

期間設定工事試行要領（令和２年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和３年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-4459-4	
入札方法	一般競争入札（電子・簡易型総合評価方式）	
参加形態	単体企業	
工事名	一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻ランプ調整池築造工事（R5） （2債）	
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内外	
履行期間	工事開始日から387日間 工事開始期限日は、令和5年11月20日（月）	
概要	道路土工一式 調整池工2箇所 地盤改良工（中層混合処理）1396㎡ 水路再設置工一式 付替水路工一式 仮設工一式 構造物撤去工一式 舗装工 歩道舗装670㎡ 管理用通路舗装1920㎡ 防護柵工 立入防止柵324m 転落防止柵190m 照明工10基 橋梁付属物工一式	
予定価格（税込）	事後公表	
調査基準価格	設定する（失格基準有）	
参加申請受付期間	令和5年6月30日（金）午前9時から 令和5年7月4日（火）午後5時まで	
資格確認書類受付期間	令和5年7月5日（水）から 令和5年7月6日（木）まで 各日、午前9時から午後4時まで	
資格確認結果通知期日	令和5年7月10日（月）	
資格の有無の再確認期間	令和5年7月10日（月）から 令和5年7月11日（火）まで 各日、午前9時から午後4時まで	
入札書提出期間	令和5年7月19日（水）午前9時から 令和5年7月20日（木）午後5時まで	
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年7月21日（金）午後1時30分	
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年6月26日（月）から 入札説明書については、入札情報公開システムに掲載する「入札説明書（一般国道463号越谷浦和バイパス鶴巻ランプ調整池築造工事（R5）（2債））.pdf」ファイルを参照すること。
	質問受付期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年6月29日（木）午後5時まで
	質問回答期日	令和5年7月4日（火）

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、1ページ目です。）

契約整理番号	05-4459-4							
保証金及び支払方法	入札保 証金	免除	契約保 証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市余裕期間設定試行工事（任意着手方式）」の対象案件である。 ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（発注者指定型）」の対象案件である。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6211							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

注：本件工事の公告は2ページありますのでご注意ください。（このページは、2ページ目です。）

さいたま市告示第1089号

家屋図面管理システムデータ移行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

家屋図面管理システムデータ移行業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年9月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種のイメージ管理システムデータ移行業務に係る契約を締結し、誠実に履行した実績を持つ者であること。

(5) 本入札の競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出日において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（JISQ15001）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準JISQ27001（ISO/IEC27001）の認定を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
担当 相川 電話 048(829)1576

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月10日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和5年7月3日(月)から令和5年7月10日(月)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月13日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月19日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第 5 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 7 月 19 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 048(829)1160 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課

電話 048(829)1576 FAX 048(829)1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1090号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

納期限変更告知書

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3043

さいたま市告示第1091号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区別所一丁目1515番2、1517番2
- (2) 指定の年月日 令和5年6月26日
- (3) 指定の番号 第南23-008号
- (4) 道路の幅員 6.00m
- (5) 道路の延長 24.36m

さいたま市告示第1092号

さいたま市電子入札システム用機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市電子入札システム用機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 告示の日前過去5年間において国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と一契約で本案件と同種かつ同規模以上の契約を締結し、納入した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
担当 契約管理係 電話 048(829)1179

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月7日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月14日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有するものが、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(保守費用等、当該業務にかかる経費の全てを含む。)

1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月21日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月21日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1093号

さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉計画」で登載されている者であること。

2 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること

ア 本市または他の政令指定都市または他の中核市で過去10年以内に本業務に類似する業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有するものであること。

イ 県内の他自治体で過去10年以内に本業務に類似する業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有するものであること。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年7月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 2F

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 古賀 電話 048（829）1259

(4) 提出方法

郵送もしくは持参

4 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

窓口交付または郵送

(2) 交付日時

令和5年7月14日（金）

5 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月18日（火）午後2時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 さいたま市役所 ときわ会館3階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月18日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

5(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 2F

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

6 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

7 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096889.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1094号

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市指定管理者第三者評価・研修業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務を受託した実績を有する者であること。

(5) 入札日において、さいたま市の公の施設の指定管理者として指定されている者でないこと。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
担当 公民連携推進担当 電話 048（829）1106

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用
無償

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。

- (1) 受付先
電子メールアドレス kaikaku@city.saitama.lg.jp
- (2) 受付期間
告示の日から令和5年7月5日（水）まで
- (3) 質問に対する回答
電子メールで入札参加者全員に令和5年7月10日（月）までに随時回答する。なお、再質問については実施しない。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所
3(1)に同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送
- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限
令和5年7月12日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
 - イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月18日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年7月24日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月31日（月）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月31日（月）入札終了後、直ちに行う。（省略）イ 場所

8(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじ

を引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

電話 048(829)1106 FAX 048(829)1997

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1095号

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」内の受注希望業務「不動産鑑定」又は「その他」で登載され、かつ、名簿に登載された主たる営業所又は代理人を置く営業所の所在地が本市内の者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、さいたま市の公の施設の指定管理者として指定されている者でないこと。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
担当 公民連携推進担当 電話 048（829）1106

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付方法
CD-ROM
- (4) 交付費用
無償

4 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより受け付けるものとする。

- (1) 受付先
電子メールアドレス kaikaku@city.saitama.lg.jp

- (2) 受付期間
告示の日から令和5年7月5日（水）まで

- (3) 質問に対する回答
電子メールで入札参加者全員に令和5年7月10日（月）までに随時回答する。なお、再質問については実施しない。

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ

- (3) 受付場所
3(1)に同じ

- (4) 提出方法
持参又は郵送

- (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先
 - ア 受領期限

令和5年7月12日（水）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

- イ 送付先
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部公民連携推進担当

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月18日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年7月24日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月31日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月31日（月）入札終了後、直ちに行う。（省略）イ 場所

8(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札とすべき同額の入

札をした者が2者以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する部署

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
電話 048(829)1106 FAX 048(829)1997

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1096号

令和5年度さいたま市国民健康保険税納税義務者に係る居住実態等の現地調査委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市国民健康保険税納税義務者に係る居住実態等の現地調査委託業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年10月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度競争入札参加資格者等名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」又は業務「その他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 国（独立行政法人を含む。）又は人口10万人以上の地方自治体において、同種業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課
担当 国保事業係 矢内 電話 048(829)1276

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月11日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月14日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月21日（金）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月21日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課
電話 048(829)1252 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課
電話 048(829)1276 FAX 048(829)1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1097号

さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（見沼区南部圏域）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市通所型短期集中予防サービス事業業務（見沼区南部圏域）

(2) 履行場所

さいたま市見沼区外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」内の受注希望業務「その他の福祉サービス」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、さいたま市から第1号通所事業又は介護予防通所リハビリテーションの指定を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 地域支援係 電話 048(829)1257

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月6日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月10日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月12日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月12日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

電話 048(829)1257 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1098号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区田島四丁目1372番1
- (2) 指定の年月日 令和5年6月27日
- (3) 指定の番号 第南23-009号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 30.64m

さいたま市告示第1099号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、別紙のとおり公告します。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1100号

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の一部を改正する告示

さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱（平成19年さいたま市告示第330号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第3章 [略] 第4章 補則（第55条—<u>第63条</u>） 附則</p> <p>（趣旨） 第1条 この告示は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事又は建替え工事を実施する当該建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めるさいたま市建築物耐震改修促進計画（次条において単に「さいたま市建築物耐震改修促進計画」という。）に基づき、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>耐震診断義務化建築物（沿道建築物）</u> 耐震改修促進法第7条第3号に規定する建築物のうち、その敷地が耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定によりさいたま市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物をいう。</p> <p>（助成対象建築物） 第3条 耐震診断又はマンション簡易診断（以下こ</p>	<p>目次 第1章～第3章 [略] 第4章 補則（第55条—<u>第62条</u>） 附則</p> <p>（趣旨） 第1条 この告示は、市民が安心して生活できるよう、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事又は建替え工事を実施する当該建築物の所有者等に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めるさいたま市建築物耐震改修促進計画に基づき、助成金を交付することについて、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義） 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>耐震化促進建築物</u> 耐震改修促進法第14条第3号に規定する建築物のうち、その敷地に接する道路が埼玉県建築物耐震改修等補助制度要綱に規定する重点23路線（本市域に係る路線に限る。）である建築物で、3以上の階数を有する木造以外のものをいう。</p> <p>（助成対象建築物） 第3条 耐震診断又はマンション簡易診断（以下こ</p>

れらを「耐震診断等」という。)の助成の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築されたもの(以下「旧耐震建築物」という。)で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 耐震改修促進法第14条第1号に掲げる施設の用に供する建築物で市長が別に定める規模以上のもの(共同住宅等に該当するものを除く。以下「民間特定建築物」という。)

(4) [略]

(5) 耐震診断義務化建築物(沿道建築物)

(助成金の額)

第6条 耐震診断に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅(耐震診断義務化建築物(沿道建築物)に該当するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した額。ただし、6万6,000円を限度とする。

(2) 共同住宅等(耐震診断義務化建築物(沿道建築物)に該当するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用(床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,670円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,570円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,050円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額を限度とする。ただし、設計図書の復元、公的機関等の判定その他の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。以下この項において同じ。)の3分の2に相当する額。ただし、木造の場合は、住宅の戸数に5万円を乗じた額を限度とする。

(3) 民間特定建築物(耐震診断義務化建築物(沿道建築物)に該当するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、300万円を限度とする。

れらを「耐震診断等」という。)の助成の対象となる建築物は、昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建築されたもの(以下「旧耐震建築物」という。)で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物(共同住宅等に該当するものを除く。以下この章において「民間特定建築物」という。)

(4) [略]

(助成金の額)

第6条 耐震診断に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 戸建て住宅の場合は、1棟につき耐震診断に要した額。ただし、6万6,000円(耐震化促進建築物に該当する戸建て住宅の場合は、床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,670円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,570円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,050円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額)を限度とする。

(2) 共同住宅等の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用(床面積1,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき3,670円を、床面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以下の部分は1平方メートルにつき1,570円を、床面積2,000平方メートルを超える部分は1平方メートルにつき1,050円を、それぞれ当該部分の床面積に乗じた額を合計した額を限度とする。以下この項において同じ。)の3分の2(耐震化促進建築物に該当する共同住宅等の場合は、耐震診断に要した費用)に相当する額。ただし、木造の場合は、住宅の戸数に5万円を乗じた額を限度とする。

(3) 民間特定建築物(次号に規定するものを除く。)の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、300万円を限度とする。

(4) 耐震化促進建築物に該当する民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用に

- (4) 小規模建築物（耐震診断義務化建築物（沿道建築物）に該当するものを除く。）の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、120万円を限度とする。
- (5) 耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用に相当する額

2・3 [略]

(助成金交付申請)

第7条 耐震診断等に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「耐震診断等申請者」という。）は、耐震診断等の実施前に、耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1)～(7) [略]
- (8) 耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さを確認できる立面図等

(9) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第13条 耐震補強設計の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 民間特定建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの

(4) [略]

(助成対象耐震補強設計)

第14条 助成の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、民間特定建築物及び小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）の場合は、建築士が行うもの

相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。

- (5) 小規模建築物（次号に規定するものを除く。）の場合は、1棟につき耐震診断に要した費用の3分の2に相当する額。ただし、120万円を限度とする。
- (6) 耐震化促進建築物に該当する小規模建築物の場合、1棟につき耐震診断に要した費用に相当する額。ただし、1,000万円を限度とする。

2・3 [略]

(助成金交付申請)

第7条 耐震診断等に係る助成金の交付を受けようとする者（以下「耐震診断等申請者」という。）は、耐震診断等の実施前に、耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1)～(7) [略]
- (8) 耐震化促進建築物の場合においては、当該耐震化促進建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さを確認できる立面図等

(9) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第13条 耐震補強設計の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「要緊急安全確認大規模建築物」という。）

(4) 耐震改修促進法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物（要緊急安全確認大規模建築物又は共同住宅等に該当するものを除く。以下「民間特定建築物」という。）の用途で、市長が別に定める基準に該当するもの

(5) [略]

(助成対象耐震補強設計)

第14条 助成の対象となる耐震補強設計は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 共同住宅等（前号に掲げるものを除く。）、要緊急安全確認大規模建築物、民間特定建築物及び小規模建築物（前号に掲げるものを除く。）

であり、かつ、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第16条 [略]

2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)。ただし、300万円を限度とする。

(2) [略]

(実績報告)

第20条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計の完了後速やかに、耐震補強設計実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1)~(5) [略]

(6) 共同住宅等(木造のものを除く。)、民間特定建築物及び小規模建築物(木造のものを除く。)の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

(7) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第23条 耐震補強工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施した建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 民間特定建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの

(4) [略]

(助成金の額)

第26条 [略]

2 民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

)の場合は、建築士が行うものであり、かつ、耐震補強設計の実施後、当該耐震補強設計が適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。

(助成金の額)

第16条 [略]

2 要緊急安全確認大規模建築物、民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強設計に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強設計に要した費用の3分の2に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)。ただし、300万円を限度とする。

(2) [略]

(実績報告)

第20条 耐震補強設計助成対象者は、耐震補強設計の完了後速やかに、耐震補強設計実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1)~(5) [略]

(6) 共同住宅等(木造のものを除く。)、要緊急安全確認大規模建築物、民間特定建築物及び小規模建築物(木造のものを除く。)の場合は、公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し

(7) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第23条 耐震補強工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたことにより耐震補強設計を実施した建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

(4) 民間特定建築物の用途で、市長が別に定める基準に該当するもの

(5) [略]

(助成金の額)

第26条 [略]

2 要緊急安全確認大規模建築物、民間特定建築物又は小規模建築物の耐震補強工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1) 民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の3分の1（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2）に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、1,500万円（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された病院若しくは診療所又は緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は4,500万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) [略]

3 [略]

(助成対象建築物)

第34条 建替え工事の助成の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 次のいずれかに該当するもの
ア・イ [略]

ウ 民間特定建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの

エ [略]

(助成対象建替え工事)

第35条 助成の対象となる建替え工事は、前条第2号ア又はイに該当するものにあつてはそれぞれ同一の用途に供するもの、同号ウ又はエに該当するものにあつては同号ア及びイ以外の用途に供するものを建築するものとする。

2・3 [略]

(助成金の額)

第37条 建替え工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 民間特定建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造の場合は5万6,300円）を乗じた

(1) 要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、1棟につき耐震補強工事に要した費用（延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造で第34条第1号に該当する場合は5万6,300円）を乗じた額を限度とする。）の3分の1（緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、耐震補強工事に要した費用の3分の2）に相当する額及び工事監理に要する費用の3分の2に相当する額を合計した額。ただし、1,500万円（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定により告示された病院若しくは診療所又は緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物若しくは民間特定建築物の場合は4,500万円）から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額を限度とする。

(2) [略]

3 [略]

(助成対象建築物)

第34条 建替え工事の助成の対象となる建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) [略]

(2) 次のいずれかに該当するもの
ア・イ [略]

ウ 要緊急安全確認大規模建築物

エ 民間特定建築物の用途で、市長が別に定める基準に該当するもの

オ [略]

(助成対象建替え工事)

第35条 助成の対象となる建替え工事は、前条第2号ア又はイに該当するものにあつてはそれぞれ同一の用途に供するもの、同号ウからオまでに該当するものにあつては同号ア及びイ以外の用途に供するものを建築するものとする。

2・3 [略]

(助成金の額)

第37条 建替え工事に係る助成金の額は、次に定める額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、1棟につき建替え工事に要した費用（建替え工事前の延べ面積に床面積1平方メートルにつき5万1,200円（非木造の場

額を限度とする。)の100分の23.0(緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、建替え工事に要した費用の3分の1)に相当する額。ただし、650万円(救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された病院又は診療所にあつては、2,000万円)から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額(緊急輸送道路閉塞建築物に該当する民間特定建築物の場合は、前号イただし書に定める額)を限度とする。

(4) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第45条 除却工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された緊急輸送道路閉塞建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 民間特定建築物で、市長が別に定める基準に該当するもの

(4) [略]

(助成金の額)

第48条 除却工事に係る助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、1棟につき除却工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、第21条の助成金の額が確定している場合は、当該助成金の額を減じた額とする。

(1)・(2) [略]

(3) マンション又は民間特定建築物 1,500万円

(助成の制限)

第55条 助成金の交付は、建築物1棟につき、耐震診断、マンション簡易診断及び耐震補強設計にあつてはそれぞれ1回限りとし、耐震補強工事、建替え工事及び除却工事にあつてはいずれか1回限りとする。

2～6 [略]

合は5万6,300円)を乗じた額を限度とする。)の100分の23.0(緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、建替え工事に要した費用の3分の1)に相当する額。ただし、650万円(救急病院等を定める省令第2条の規定により告示された病院又は診療所にあつては、2,000万円)から第21条の規定により確定した耐震補強設計に係る助成金の額を減じた額(緊急輸送道路閉塞建築物に該当する要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物の場合は、前号イただし書に定める額)を限度とする。

(4) [略]

2 [略]

(助成対象建築物)

第45条 除却工事の助成の対象となる建築物は、旧耐震建築物であり、かつ、耐震診断を実施した結果、地震に対して安全な構造でないと判定された緊急輸送道路閉塞建築物で、次に掲げるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

(4) 民間特定建築物の用途で、市長が別に定める基準に該当するもの

(5) [略]

(助成金の額)

第48条 除却工事に係る助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度として、1棟につき除却工事に要した費用の3分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、第21条の助成金の額が確定している場合は、当該助成金の額を減じた額とする。

(1)・(2) [略]

(3) マンション、要緊急安全確認大規模建築物又は民間特定建築物 1,500万円

(助成の制限)

第55条 助成金の交付は、建築物1棟につき、耐震診断、マンション簡易診断、耐震補強設計、耐震補強工事、建替え工事及び除却工事それぞれ1回限りとする。

2～6 [略]

(電子情報処理組織による申請等)

第60条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請等（申請、届出その他のこの要綱の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。）を行う場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）の例による。

第61条 [略]

第62条 [略]

第63条 [略]

様式第1号（第7条関係）

(第1面)

耐震診断等助成金交付申請書

[略]

1・2 [略]

(第2面)

3 添付書類

- 建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 配置図、各階平面図（建築物の位置及び面積

第60条 [略]

第61条 [略]

第62条 [略]

様式第1号（第7条関係）

耐震診断等助成金交付申請書

[略]

1・2 [略]

3 添付書類

- 建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 配置図、各階平面図（建築物の位置及び面積を表示すること。）
- 法人の登記事項証明書（建築物の所有者が法人の場合に限る。）
- 区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物に限る。）
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）
- 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- 耐震診断等の実施について、所有者の合意があることを証する書類（戸建て住宅は除く。）
- 耐震化促進建築物の場合においては、当該耐震化促進建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さが確認できる立面図等

注

を表示すること。)

- 法人の登記事項証明書（建築物の所有者が法人の場合に限る。）
- 区分所有者の代表の者が確認できる書類（区分所有建築物に限る。）
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類（戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。）
- 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- 耐震診断等の実施について、所有者の合意があることを証する書類（戸建て住宅の場合を除く。）
- 耐震診断義務化建築物（沿道建築物）の場合においては、当該建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さの確認できる立面図等
- 消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。）

注

様式第9号（第17条関係）
（第1面）
耐震補強設計助成金交付申請書

[略]

1～3 [略]

（第2面）

4 添付図書

[略]

書類	分類
[略]	
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）	[略]
消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
[略]	

[略]

様式第14号の2（第27条関係）
（第1面）
耐震補強工事助成金交付申請書

様式第9号（第17条関係）
（第1面）
耐震補強設計助成金交付申請書

[略]

1～3 [略]

（第2面）

4 添付図書

[略]

書類	分類
[略]	
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）	[略]
[略]	

[略]

様式第14号の2（第27条関係）
（第1面）
耐震補強工事助成金交付申請書

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付図書

[略]

書類	分類	書類
[略]		
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）		[略]
消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。）		□△
[略]		

[略]

様式第16号（第38条関係）

(第1面)

建替え工事助成金交付申請書

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付書類

[略]

耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）

消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。）

[略]

様式第22号（第49条関係）

(第1面)

除却工事助成金交付申請書

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付書類

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付図書

[略]

書類	分類	書類
[略]		
耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）		[略]
[略]		

[略]

様式第16号（第38条関係）

(第1面)

建替え工事助成金交付申請書

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付書類

[略]

耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）

[略]

様式第22号（第49条関係）

(第1面)

除却工事助成金交付申請書

[略]

1～4 [略]

(第2面)

5 [略]

6 添付書類

<p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/> 耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> <u>消費税等仕入控除不適用申出書（様式第27号）（当該助成対象事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。）</u></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p><input type="checkbox"/> 耐震診断に係る公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の小規模建築物を除く。）</p> <p>[略]</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年7月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のさいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

さいたま市告示第1101号

令和5年6月5日さいたま市告示第990号及び令和5年6月12日さいたま市告示第1021号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

また、中止に伴い地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により令和5年6月5日さいたま市告示第990号及び令和5年6月12日さいたま市告示第1021号を次のとおり変更する。

令和5年6月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

(1) 契約整理番号 05-5553-4

工事名 西浦和公民館大規模改修（建築）工事

工事場所 さいたま市南区曲本2丁目7番11号

(2) 契約整理番号 05-5553-5

工事名 西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事

工事場所 さいたま市南区曲本2丁目7番11号

2 中止とした理由

「西浦和公民館大規模改修（機械設備）工事」が不調となったため。

3 変更する一般競争入札及び変更箇所

(1) さいたま市告示第990号

ア 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（建築）工事 イ 大宮南公民館大規模改修（建築）工事
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

(イ) 変更後

別表削除

(2) さいたま市告示第1021号

ア 別表の変更内容

(ア) 変更前

対象工事	ア 西浦和公民館大規模改修（電気設備）工事 イ さいたま市立本太中学校（19・29-1・31・32棟）リフレッシュ改修（電気設備）工事
概要	対象工事アの落札候補者が行った対象工事イの入札は無効とする。

(イ) 変更後

別表削除

さいたま市告示第1102号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

ア マイクロウェーブ試料分解装置 1式

イ 電気泳動装置 1式

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター生活科学課

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年12月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「精密機械」内の営業種目「理化学器械器具」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月20日（木）及び令和5年7月21日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (7) 1(1)アの物品 令和5年8月2日(水)午後2時00分
- (4) 1(1)イの物品 令和5年8月2日(水)午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月2日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1103号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）及び数量

ア 多目的用途車（油圧ゲート付） 2台

イ 軽自動車（清掃ダンプ仕様車） 2台

(2) 納入場所

さいたま市緑区大崎317 さいたま市東部清掃事務所

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和6年3月29日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「輸送機器」内の営業種目「特殊車」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月12日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年7月24日（月）及び令和5年7月25日（火）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(7) 1(1)アの物品 令和5年8月2日(水)午後2時30分

(4) 1(1)イの物品 令和5年8月2日(水)午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月2日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1108号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医師
別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1109号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師
別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1110号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年6月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関
別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区宮町二丁目314番3、314番4、314番5、314番6、314番7、
314番8（第1工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和5年5月19日
第変-N2022126号
- 4 検査済証番号
令和5年6月28日
第完1N2022126号

さいたま市告示第1113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区円阿弥四丁目503番3、503番4、508番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和4年7月25日
第 開 - S 2 0 2 2 0 2 9 号
- 4 検査済証番号
令和5年6月28日
第 完 - S 2 0 2 2 0 2 9 号

さいたま市告示第1114号

区政推進部内モノクロ複合機賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

区政推進部内モノクロ複合機賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 区政推進部内

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。交付の方法は手交、郵送又は電子メールによるものとする。郵送及び電子メールを希望する場合は受付先に連絡すること。手交を希望する場合は受付先にて直接手交する。

(1) 受付先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所8階 市民局区政推進部

電話 048-829-1833 FAX 048-829-1992

(2) 交付期間

告示の日から令和5年7月13日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）（省略）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM又は電子データ

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年7月13日（木）必着

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局区政推進部

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和5年7月20日（木）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月24日(月) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所西会議棟第5会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月24日(月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市市民局区政推進部

電話 048-829-1833 FAX 048-829-1992

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市市民局区政推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/001/p086273.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年6月29日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市中央区八王子五丁目281番8、281番9、281番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境二丁目2番2号
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦
- 3 許可番号
令和5年5月30日
第 変 - S 2 0 2 2 1 0 2 号
- 4 検査済証番号
令和5年6月28日
第 完 - S 2 0 2 2 1 0 2 号

さいたま市告示第1116号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市「食肉市場」整備に向けたPFI等調査業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を依頼します。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の依頼に付する事項

(1) 件名

さいたま市「食肉市場」整備に向けたPFI等調査業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔2丁目地内

(3) 業務目的

本業務は、さいたま市（以下「本市」という。）が計画する食肉市場の整備に当たり、施設の整備・運営に関し、PFI手法、その他の手法を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、その手法ごとに導入の効果、課題等を整理し事業の実施可能性について評価することを目的とする。また、一体的に整備を進める道の駅との運営における最適な連携を検討する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は、26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

(1) 単体企業の場合

(3)に掲げるアからエまでの全ての要件を満たしていること。また、次に掲げる本プロポーザルにおける共同企業の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

(2) 共同企業（以下「特定共同企業体」という。）の場合

(3)に掲げるアからエまでの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

(3) 参加資格要件

ア 参加表明兼資格確認申請書提出日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建設コンサルタント」で登載されていること。または、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」で登載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(ウ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、特定共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加している者。

ウ 本プロポーザルの告示日から契約締結までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

エ 過去に本市又は他の地方公共団体等におけるPFI等の民間活力導入検討・基本構想等の業務実績が2件以上あること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

3 企画提案に係る実施要領の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る実施要領を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページの次のアドレスからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p098095.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年7月14日(金)午後4時まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出期間

本告示日から令和5年7月6日(木)午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール

メールアドレス shokuniku-michinoeki@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048(829)1392

(4) 質問に対する回答予定日

令和5年7月12日(水)まで

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審

査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

- (ア) 参加表明兼資格確認申請書
- (イ) 類似の事業実績
- (ウ) 業務執行体制
- (エ) さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (オ) 契約書等の業務実績が分かる書類の写し

イ 特定共同企業体の場合

- (ア) 参加表明兼資格確認申請書
- (イ) 類似の事業実績
- (ウ) 業務執行体制
- (エ) 共同企業体協定書
- (オ) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書
- (カ) 委任状
- (キ) さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- (ク) 契約書等の業務実績が分かる書類の写し

(2) 提出期間

本告示日から令和5年7月14日（金）午後4時まで

(3) 提出場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和5年7月14日（金）までに必着のこと。）とする。なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和5年7月19日（水）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までに、さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室にて、参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書を交付する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書の写し
- イ 類似の事業実績、業務執行体制及び業務執行体系図
- ウ 企画提案書
- エ 参考見積書
- オ 参考見積内訳書

(2) 提出期限

令和5年7月31日（月）正午まで

(3) 提出場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和5年7月31日（月）正午までに必着のこと。）とする。なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

7 業者選定の方法

業者選定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。

業者選定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る実施要領を参照すること。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記2に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重大な誤りがあった場合
- (4) 提出書類（様式）の記載項目に改ざんが見られた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 参考見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が、予算の上限額を超えている場合

9 本依頼に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

電話 048(829)1392 FAX 048(829)1944

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた場合は、提出書類等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、行政情報開示請求等により公開することがある。

さいたま市告示第1117号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市「道の駅」整備に向けたPFI等調査業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を依頼します。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の依頼に付する事項

(1) 件名

さいたま市「道の駅」整備に向けたPFI等調査業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔4丁目地内

(3) 業務目的

本業務は、さいたま市（以下「本市」という。）が計画する（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点の整備に当たり、「道の駅」の施設の整備・運営に関し、PFI手法、その他の手法を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、その手法ごとに導入の効果、課題等を整理し事業の実施可能性について評価することを目的とする。また、一体的に整備を進める食肉市場との運営における最適な連携を検討する。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は、15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

(1) 単体企業の場合

(3)に掲げるアからエまでの全ての要件を満たしていること。また、次に掲げる本プロポーザルにおける共同企業の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

(2) 共同企業（以下「特定共同企業体」という。）の場合

(3)に掲げるアからエまでの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

(3) 参加資格要件

ア 参加表明兼資格確認申請書提出日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に、業務「建設コンサルタント」で登載されていること。または、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「計画策定」で登載されている者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(ウ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、特定共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加している者。

ウ 本プロポーザルの告示日から契約締結までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

エ 過去に本市又は他の地方公共団体等におけるPFI等の民間活力導入検討・基本構想等の業務実績が2件以上あること。

オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

3 企画提案に係る実施要領の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る実施要領を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページの次のアドレスからダウンロードすること。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p098097.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年7月14日(金)午後4時まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 提出期間

本告示日から令和5年7月6日(木)午後4時まで

(2) 提出方法

電子メール

メールアドレス shokuniku-michinoeki@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

電話 048(829)1392

(4) 質問に対する回答予定日

令和5年7月12日(水)まで

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審

査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

(ア) 参加表明兼資格確認申請書

(イ) 類似の事業実績

(ウ) 業務執行体制

(エ) さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(オ) 契約書等の業務実績が分かる書類の写し

イ 特定共同企業体の場合

(ア) 参加表明兼資格確認申請書

(イ) 類似の事業実績

(ウ) 業務執行体制

(エ) 共同企業体協定書

(オ) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(カ) 委任状

(キ) さいたま市競争入札参加資格審査結果通知書の写し

(ク) 契約書等の業務実績が分かる書類の写し

(2) 提出期間

本告示日から令和5年7月14日（金）午後4時まで

(3) 提出場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和5年7月14日（金）までに必着のこと。）とする。なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和5年7月19日（水）午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までに、さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室にて、参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書を交付する。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加資格確認結果通知兼企画提案書提出依頼書の写し

イ 類似の事業実績、業務執行体制及び業務執行体系図

ウ 企画提案書

エ 参考見積書

オ 参考見積内訳書

(2) 提出期限

令和5年7月31日（月）正午まで

(3) 提出場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合には令和5年7月31日（月）正午までに必着のこと。）とする。なお、郵送の場合は簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。

7 業者選定の方法

業者選定は、事業者選定委員会による書類審査を実施し委託業者を選定する。業者選定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る実施要領を参照すること。

8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記2に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に重大な誤りがあった場合
- (4) 提出書類（様式）の記載項目に改ざんが見られた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 参考見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が、予算の上限額を超えている場合

9 本依頼に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室

電話 048（829）1392 FAX 048（829）1944

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限を過ぎた場合は、提出書類等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、行政情報開示請求等により公開することがある。

さいたま市告示第1118号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 6月23日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 50台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/19	南浦和駅東口	埼玉県警22-222058651	F22608666		
2023/06/19	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7510850	MD17063713		
2023/06/19	武蔵浦和駅	目白C-29019	SMG112217		
2023/06/22	南浦和駅東口	不明	S6H114012		
2023/06/22	南浦和駅東口	多摩中央D-54395	A19AJ15004		
2023/06/22	武蔵浦和駅	不明	K7G02933		
2023/06/22	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191624823	A19AA31639		
2023/06/22	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5441522	A15PE00884		
2023/06/23	南浦和駅東口	不明	ZP16J33983		
2023/06/23	南浦和駅東口	埼玉県警22-223445578	H1SF00522		
2023/06/23	武蔵浦和駅	多摩27-0180705	S1D25050		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/19	宮原駅東口	埼玉県警21-210029079	SUI040090		
2023/06/19	宮原駅西口	埼玉県警20-205506373	KAFK70600		
2023/06/19	宮原駅西口	埼玉県警22-223762298	HS2F40209		
2023/06/19	土呂駅西口	埼玉県警20-204517606	SUD333144		
2023/06/20	大宮駅東口	埼玉県警10-0571422	F011Z1088		
2023/06/20	大宮駅東口	不明	SXB013660		
2023/06/20	大宮駅東口	埼玉県警22-221665007	SWC318773		
2023/06/20	大宮駅東口	埼玉県警22-223558380	SWG316884		
2023/06/20	大宮駅西口	不明	SNC026912		
2023/06/20	大宮駅西口	埼玉県警20-201615186	SUC319588		
2023/06/20	大宮駅西口	埼玉県警22-220625907	STUHF10603		
2023/06/20	東大宮駅東口	埼玉県警18-8425527	A18AG18760		
2023/06/20	東大宮駅西口	埼玉県警17-7217087	S7A043201		
2023/06/22	大宮駅東口	埼玉県警19-192432286	A18AJ64457		
2023/06/22	大宮駅東口	不明	11110026		
2023/06/22	大宮駅西口	埼玉県警21-214606089	GG1H28152		
2023/06/22	宮原駅東口	埼玉県警17-7136324	F61K00099		
2023/06/22	東大宮駅西口	埼玉県警22-222447194	IDC04K14433		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/19	北浦和駅西口	埼玉県警17-7120333	B6J45028		
2023/06/19	与野駅東口	志村F-48922	ZY9L181423		
2023/06/19	新都心駅西口	埼玉県警09-9156458	S1165208		
2023/06/19	新都心駅西口	山形県警A-61404	U143Y08057		
2023/06/20	浦和駅東口	埼玉県警10-0421550	B8B14569		
2023/06/22	北浦和駅東口	不明	WE13110438		
2023/06/22	北浦和駅東口	不明	SEJ27864		
2023/06/22	北浦和駅東口	埼玉県警18-8405147	SSF043396		
2023/06/22	北浦和駅西口	埼玉県警13-3341167	SNB127468		
2023/06/22	与野駅西口	本所D-42679	S2A63614		
2023/06/23	浦和駅東口	埼玉県警15-5557584	HG4TJ44294		
2023/06/23	浦和駅西口	埼玉県警19-194863438	B9A17410		
2023/06/23	新都心駅西口	南321741	G190900642		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/06/19	浦和美園駅	不明	B4A55177		
2023/06/19	岩槻駅	埼玉県警21-210545182	STQAF02697		
2023/06/22	岩槻駅	埼玉県警21-212498181	SUK305269		
2023/06/23	岩槻駅	埼玉県警17-7541360	S7G013910		
2023/06/23	岩槻駅	埼玉県警17-7459933	H707250679		
2023/06/23	岩槻駅	埼玉県警15-5588890	Y50516433		
2023/06/23	岩槻駅	埼玉県警19-191888146	SSG028073		
2023/06/23	岩槻駅	不明	S1E26211		

合計: 50台

さいたま市告示第1119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第 1 1 2 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「支援法」という。）第 1 4 条第 4 項の規定による指定介護機関（生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項の規定により第 1 項の指定をうけたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設および介護老人福祉施設を含む。）から辞退の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び支援法第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 6 月 3 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1125号

さいたま都市計画事業土呂農住特定土地区画整理事業の事業計画（第12回変更）を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項で準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和5年8月17日までにさいたま市長に意見書を提出することができる。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 縦覧期間

令和5年7月21日（金）から令和5年8月3日（木）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分

3 縦覧場所

さいたま市都市局まちづくり推進部区画整理支援課内

（さいたま市見沼区大字新堤272番地1 旧東清掃事務所）

さいたま市告示第1126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1128号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日
令和5年7月1日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
西区内野本郷地内、西区大字清河寺地内、西区大字宝来地内、大宮区三橋地内、大宮区堀の内地内、見沼区大谷地内、見沼区南中野地内、見沼区大和田町1丁目、見沼区染谷1丁目、見沼区染谷2丁目地内、見沼区染谷3丁目、見沼区大字風渡野、見沼区大字小深作、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区宮ヶ谷塔3丁目の一部
- 3 公示面積
14.58ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県戸田市笹目5丁目37番地の14
荒川左岸南部流域下水道荒川水循環センター

さいたま市告示第1129号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は本市建設局下水道部下水道総務課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 供用及び下水道の処理を開始する年月日
令和5年7月1日
- 2 供用及び下水の処理を開始する区域
岩槻区大字岩槻、岩槻区大字平林寺の一部
- 3 公示面積
4.09ha
- 4 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 6 接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
中川流域下水道中川水循環センター

さいたま市告示第1130号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、指定緑地として次のとおり指定したので告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和5年7月1日
- 3 指定期間 令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面
別添のとおり（別添省略）

さいたま市告示第1131号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用開始について、次のとおり告示する。

令和5年6月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 供用開始する公園

番号	名称	位置	区域	供用開始の期日
1	染谷ポケットパーク	さいたま市見沼区 染谷3丁目402-1	別添図面 のとおり	令和5年6月30日